

「農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視」の結果に基づく 勧告に対する改善措置状況(1回目のフォローアップ)の概要

令和4年7月22日

【勧告先】内閣府、農林水産省 【勧告日】令和3年12月17日 【回答日】令和4年6月27日 内閣府
令和4年6月30日 農林水産省

※ 改善状況は回答日現在

背景と目的

- ◇ 近年、大規模自然災害の多発により、道路・河川のほか、農地・農業用施設にも広範囲にわたる甚大な被害が発生
- ◇ 自治体からは「大規模災害発生時は現場も混乱」、「被災者対応・ライフライン復旧が優先となる」、「技術系職員の減少もあって事務負担も重い」などの声あり
- ◇ 早期復旧の観点から、被害把握から事業完了までの災害復旧プロセス等について調査し、課題を整理することを目的に調査を実施



平成29年7月九州北部豪雨による
河川と農地の被害状況

ポイント

○ 勧告(注)時、内閣府、農林水産省に対し、

- ① 土砂撤去等における国との事前協議を省略するなど、査定前着工の手続を見直す必要があること。
- ② リモート技術の活用や資料の一部廃止など、査定関係事務を効率化する必要があること。
- ③ 小規模・簡易なものは国への協議を不要とするなど、計画変更要件を一部緩和する必要があること。
など6事項について対応を求めた。

(注) 勧告に先行して取りまとめ、農林水産省に通知(令和3年5月28日付け)したものを含む。

○ これを受け、農林水産省等においては、

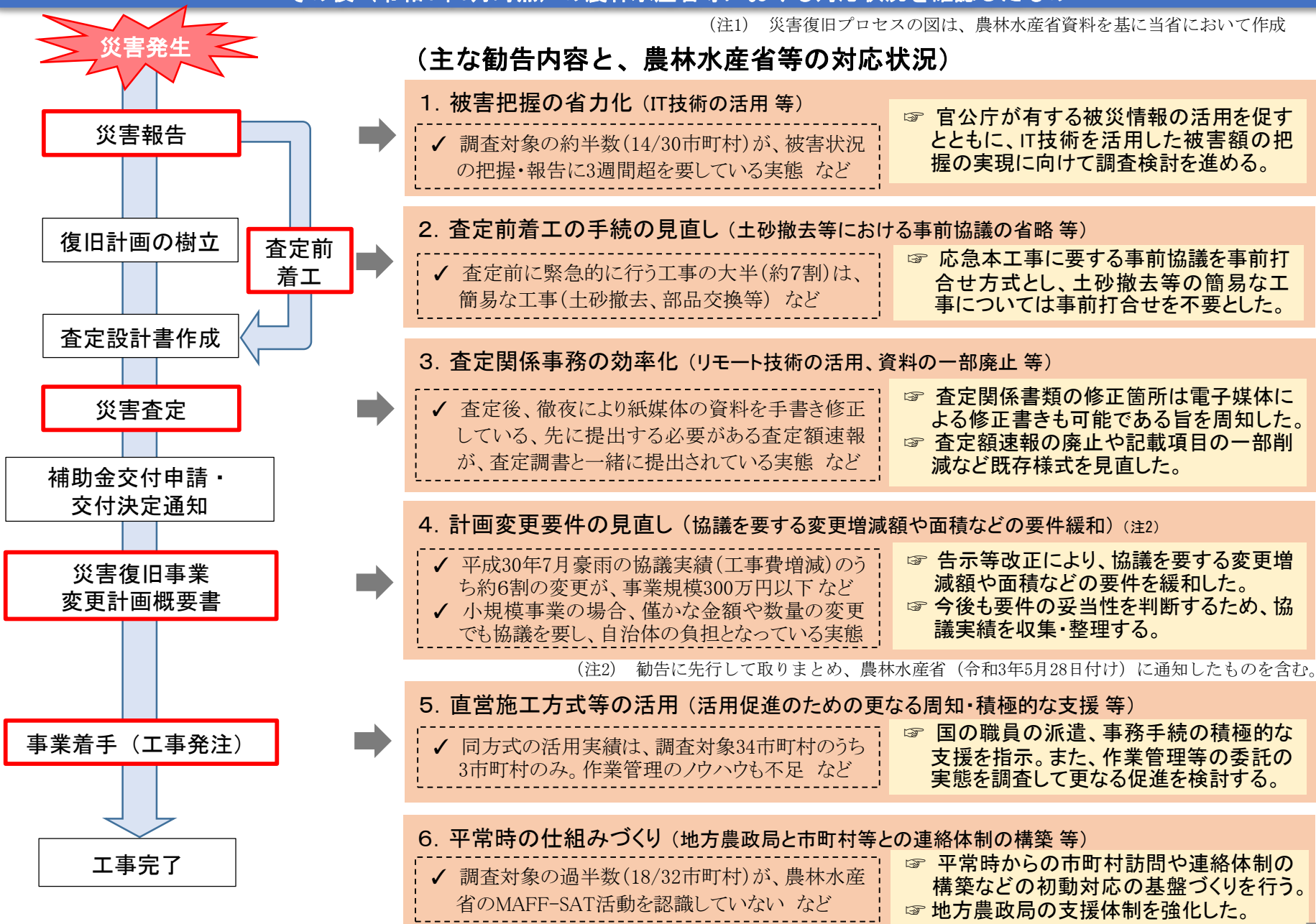
- ① 査定前着工のうち土砂撤去等について事前協議を不要とするなど、関係機関に周知(令和4年1月)
- ② リモートによる災害査定の対象範囲の拡大、査定額速報の廃止など既存様式の見直し(令和4年4月)のほか、災害復旧事務全般のデジタル化のためのシステム開発を進める。
- ③ 国への変更協議の対象要件のうち小規模・簡易なものを対象外とする要件の見直し(令和3年12月)を行うとともに、今後も対象要件の妥当性を検討

など、勧告した事項について必要な取組が進められている。

※ 詳細は次のページのとおり

⇒ 総務省では、引き続き、周知・見直し後の現場における対応状況等をフォローアップする予定

（注1） 災害復旧プロセスの図は、農林水産省資料を基に当省において作成



（注2） 勧告に先行して取りまとめ、農林水産省（令和3年5月28日付け）に通知したものを含む。

「農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視」の結果に基づく 勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和3年4月～12月
- 2 対象機関
調査対象機関 内閣府、農林水産省
関連調査等対象機関 都道府県（12）、市町村（38）、都道府県土地改良事業団体連合会（13）、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 令和3年12月17日 内閣府、農林水産省

【回答年月日】 令和4年6月27日 内閣府、令和4年6月30日 農林水産省 ※改善状況はそれぞれ回答日現在

【調査の背景事情】

- 我が国においては、近年、地震・大雨等に起因する自然災害が激甚化・頻発化しており、それに伴い農地・農業用施設への被害も拡大している。農地・農業用施設の復旧に対しては、昭和25年に、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）が制定され、「農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的」として、災害復旧事業に要する費用に国が補助を行っている。
- 農地・農業用施設の災害復旧に係る国庫補助事業の実施に当たって、農林水産省においては、地方農政局等を通じて、被害報告に始まり工事完了に至るまで、都道府県及び市町村に対する支援を行っている。また、近年は、新たな災害で再度被災する事態が繰り返されないよう、原形復旧にとどまらない改良復旧の考え方も踏まえた適切な復旧に取り組むとともに、従来の受動的な災害時の支援体制から自発的に職員派遣するなどの災害時の支援体制（プッシュ型支援）へ転換を図っている。
- そうした状況の中、都道府県及び市町村の農業土木技師職員の減少や工事事業者の不足などが原因で、災害復旧事務の負担増大や対応遅延がみられ、甚大な被害を受けた地域においては、農地・農業用施設の復旧が長期化するケースもみられる。こうした状況は、意図しない営農意欲の低下や、離農につながりかねないため、農業生産の維持を図るとともに、農業経営の安定のためにも、迅速に復旧を行う必要がある。
- 本調査は、このような状況を踏まえ、都道府県及び市町村の事務負担の軽減を図るとともに、効率的・効果的な災害復旧事業（国庫補助事業）による迅速な営農再開に寄与するため、災害復旧事業の一連のプロセス及び平常時の取組の実態を把握し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>1 被害把握 (勧告要旨)</p> <p>農林水産省は、大規模災害時における被害把握が効率的に行われるよう、例えば、国（内閣府、国土交通省等）、都道府県（建設・河川等担当部署）が有する被害状況の把握に有用な航空写真・衛星写真データ等を、都道府県及び市町村が入手しやすい仕組みづくりの支援を主導的に行うこと。</p> <p>また、内閣府及び農林水産省は、ライフラインの状況把握等が優先される都道府県及び市町村の現場実態を踏まえれば、特に、河川決壊等による広範囲な農地・農業用施設の被害については、激甚災害の指定見込みのための IT 技術を活用した被害額の把握の実現に向けて、協力して取り組むこと。その実現の際、IT 技術を活用して把握した広範囲な農地・農業用施設の被害に関する情報については、都道府県及び市町村への提供を検討すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 災害が発生した場合、都道府県は市町村を通じて被災箇所の調査を行い、被害額等を被害の判明の都度集計し、農林水産省と地方農政局に報告する。</p> <p>被害額は、必要な復旧工事費の概算額であり、補助率のかさ上げがなされる激甚災害の指定を行う場合の推定査定額算出の基礎資料となる。</p> <p>また、「国土強靱化基本計画」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）においては、豪雨・地震・津波等による被害状況の推定・収集等、インフラ・防災・減災のあらゆる場面に ICT を活用することとされている。</p>	<p>(農林水産省)</p> <p>被災自治体において大規模災害時等における被害把握が効率的に行われるよう、「航空写真等を活用した大規模災害時等における農地・農業用施設の迅速な被害状況の把握について」（令和 4 年 4 月 13 日付け農村振興局整備部防災課災害対策室長事務連絡）を発出し、官公庁が被災情報の提供等を行っているホームページの活用を市町村に周知するとともに、都道府県内における建設・河川等を担当する部署が有している被災箇所の航空写真等についても、可能な範囲で市町村に共有してもらうよう、地方農政局等を通じるなどして都道府県に依頼した。</p> <p>また、激甚災害の指定見込みを速やかに行うための IT 技術の活用方法等の調査検討に際して、内閣府に過去の農地・農業用施設災害復旧事業に関するデータの提供等を行ったところであり、引き続き、IT 技術を活用した被害額の把握の実現に向け協力して取り組む。</p> <p>(内閣府)</p> <p>激甚災害の指定見込みのための IT 技術を活用した被害額の把握の実現に向けて、令和 4 年度においては、過去の被災事例から、被害程度と被害額との関係を分析し、公共土木施設や農地・農業用施設等の被害額を推定する手法を検討している。</p> <p>検討に当たっては、農林水産省から過去の農地・農業用施設災害復旧事業に関するデータの提供や打合せへの参加等の協力を得ながら進めることとしている。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>＜調査結果＞</p> <p>○ 都道府県及び市町村においては、ドローン等の IT 技術を活用した被害状況の把握を行っている例がみられるものの、限られた体制での対応に苦慮しており、被害状況の把握・報告に 3 週間超を要している実態があるなど、迅速な把握や報告が困難となっている状況がみられた。また、内閣府及び農林水産省における IT 技術の活用に係る検討状況を踏まえると、国による IT 技術を活用した都道府県及び市町村への支援や平常時からの協力体制の確立が必要と考えられる。</p>	
<p>2 査定前着工</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>農林水産省は、査定前着工の活用に係る都道府県及び市町村の負担を軽減するため、以下の措置を講ずること。</p> <p>① 査定前着工は、二次被害防止や営農再開に支障が懸念される場合に、緊急的に実施するものであることから、事前協議が義務付けられている応急本工事については、事前協議形式ではなく、公共土木災害復旧で導入されている「事前打合せ方式」にするなど、都道府県及び市町村の負担の軽減に努めること。</p> <p>特に、応急本工事における土砂撤去については、災害査定前に実施することにより、被災箇所が可視化され、不可視構造物に対する条件付き査定が抑制されるため、都道府県及び市町村にとっても災害査定後の計画変更数の減少による事務負担軽減につながることから、事前協議を省略すること。</p> <p>② 査定前着工による工事着手後も被害状況が的確に把握できるように、被災箇所の写真については、動画や 3 次元測量の</p>	<p>(農林水産省)</p> <p>査定前着工を迅速に実施できるように、都道府県及び市町村の負担の軽減を図るために、以下の措置を講じた。</p> <p>① 応急本工事に要する事前協議について、「査定前着工の事前打合せ等について」（令和 4 年 1 月 14 日付け 3 農振 2168 号-1 農村振興局整備部防災課長通知）を発出し、事前協議形式を事前打合せ方式とするとともに、土砂撤去等については事前打合せを不要とし、このことについて地方農政局等を通じるなどして関係機関に周知した。</p> <p>② 査定前着工による工事着手後や机上査定において被害状況が的確に把握できるように、令和 4 年 4 月 26 日に地方農政局等を対象とした「災害業務担当者会議」を開催し、被災箇所の写真については、動画や 3 次元測量などによる画像データの活用などにより市町村等申請者の更なる事務負担の軽減に努めるよう、地方農政局等を通じるなどして都道府県に周知した。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>画像データ活用の推進など、更なる事務負担軽減に努めること。</p> <p>③ ①及び②を踏まえて、更なる事務負担軽減の観点から、災害査定を早期に実施できる市町村においては、当該案件だけでもリモートによる災害査定を通じて、災害査定を速やかに実施するなど、柔軟に対応すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 査定前着工は、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度であり、復旧を急げば次の作付けに間に合う農地・農業用施設の復旧や、集落排水施設のような生活に直結した施設を早急に復旧する必要がある場合に活用される。</p> <p>査定前着工は、応急仮工事と応急本工事がある。応急仮工事は、災害が発生し、そのまま放置すると被害が拡大するおそれがある場合、市町村の判断で仮設的な応急工事を実施できるものである。応急本工事は、被災施設又はこれに関連する施設の増破防止、あるいは、作物被害を防止するために緊急に着工する必要のある場合、都道府県及び地方農政局と協議の上、事業の一部又は全部を実施する工事である（「農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱及びその解説」（昭和40年9月10日付け40農地D第1130号農林事務次官）第14）。</p> <p>農林水産省は、災害復旧事業の円滑な実施の方策として査定前着工を推進しており、令和2年7月豪雨非常災害対策本部の被災者生活・生業再建支援チームが、令和2年7月に取りまとめた「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」においても、緊急度の高い災害復旧事業について査定前着工を活用する</p>	<p>③ 応急本工事の実施による事務負担の増加を可能な限り防ぐため、「査定前着工の事前打合せ等について」を発出し、査定を早期に実施できる場合は、査定を速やかに実施するよう、地方農政局等を通じるなどして関係機関に周知した。</p> <p>また、リモートによる災害査定については、新型コロナウイルス感染症対策が実施されている間の措置としてきたが、「机上査定の効率的な実施について」（令和4年4月28日付け農村振興局整備部防災課災害対策室長事務連絡）を発出し、農地・農業用施設の申請額が500万円未満の場合や遠隔地で移動に時間を要する場合等においては、対面又はリモートのいずれかの方式を選択できるものとし、今後のリモートによる机上査定の実施方法等について、地方農政局等を通じるなどして関係機関に周知した。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>旨明記されている。</p> <p>なお、市町村における査定前着工の検討に当たっての判断基準は、二次被害防止等、緊急的に行う必要性の有無となっている。</p> <p><調査結果></p> <p>○ 査定前着工は、緊急性が高く直ちに実施する必要があるものの、市町村によっては、国への協議である以上、応急本工事の実施判断に当たって災害査定手続と同様の書類を準備しているところもあるなど、応急本工事における事前協議手続が負担となっており、これについて市町村からは様々な意見が聴かれた。これに対して、農林水産省においては、これまで負担軽減に向けた取組を行ってきたところではあるが、今後、査定前着工の更なる活用に当たっては、都道府県及び市町村の負担軽減に向けた一層の取組が重要と考えられる。</p>	
<p>3 災害査定等</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>農林水産省は、農地・農業用施設の災害復旧に係る都道府県及び市町村の事務の負担軽減及び円滑化の観点から、以下の措置を講ずること。</p> <p>① 大規模災害時の事業規模が大きい又は高度・複雑な復旧事業の実施に当たって、その事業主体となる基準の明確化のための助言等の支援を行うこと。</p> <p>② 災害復旧事業の実施に当たって、特に事業主体が判断に迷う案件については、リモート技術を活用するなどして、事前相談を実施することにより、可能な限り手戻りが生じないよう申請</p>	<p>(農林水産省)</p> <p>迅速な事業着手及び早期復旧に資するよう、都道府県及び市町村の事務の負担軽減及び円滑化を図るために、以下の措置を講じた。</p> <p>① 災害復旧事業の事業主体となる基準について、都道府県に対する事例調査の結果を基に、「都道府県が災害復旧事業の実施主体となる場合の基準の整備について」(令和4年4月13日付け農村振興局整備部防災課災害対策室長事務連絡)を発出し、事例を参考に基準未整備の都道府県において基準の整備に取り組むよう、地方農政局等を通じるなどして都道府県に助言を行った。</p> <p>② 申請関係作業について、資料作成などの手戻りや工事の実施に</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>関係作業の円滑化を図ること。</p> <p>③ 現場実態を踏まえ、査定額速報などの形骸化している事務等を廃止すること。</p> <p>④ 災害復旧事務全般のデジタル化も見据え、i) 災害野帳の作成の簡素化、ii) 災害査定時の関係書類の修正作業（いわゆる朱入れに伴う修正作業）の負担軽減、iii) 災害査定における新型コロナウイルス禍の対応にとどまらないリモート技術の活用、iv) 申請・報告業務のオンライン化などにより、更なる事務負担の軽減が図られるよう、農林水産省が主体となって、デジタル化を推進すること。</p> <p>⑤ 都道府県及び市町村との認識の相違が生じているものについては、事業主体に寄り添った対応を行うよう見直しを検討すること。</p> <p>なお、現在、農林水産省において検討中の事項（補助金交付申請に係る災害復旧事業補助計画書の記載の簡素化）については、都道府県及び市町村の負担軽減が図られるよう、早期に結論を得ること。</p>	<p>支障が生じることがないように、令和4年4月26日に地方農政局等を対象とした「災害業務担当者会議」を開催し、事業主体において判断に迷うような案件が生じた際は、WEB会議を活用するなどして都道府県や国へ事前相談を積極的に行うよう、地方農政局等を通じるなどして都道府県及び市町村等申請者に周知した。</p> <p>③ 都道府県及び市町村に対する調査結果を基に、既存様式の見直しを行い、令和4年4月1日付けで「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農林水産省農村振興局長通知）等を改正し、査定額速報の廃止や記載項目の一部削減を行った。</p> <p>④ 災害復旧事務全般の更なる事務負担の軽減が図られるよう、農林水産省が主体となって農地・農業用施設等災害復旧支援システム（以下「システム」という。）の開発を行う予定（令和4年度にシステム要件の定義に着手し、5～6年度に開発予定。）であり、次のとおりデジタル化を推進することとしている。</p> <p>i) 災害野帳については、システムにおいて、既に入力されている情報から災害野帳を自動生成することができるよう検討することとしている。</p> <p>ii) 災害査定時の関係書類の修正箇所については、令和4年4月26日に地方農政局等を対象とした「災害業務担当者会議」を開催し、必ずしも手書きである必要はなく、電子媒体による修正書きも可能である旨を、地方農政局等を通じるなどして都道府県及び市町村等申請者に周知した。</p> <p>iii) リモートによる災害査定については、2③で述べたとおり、「机上査定の効率的な実施について」を発出し、新型コロナウイルス感染症対策が実施されている間の措置とせず、今後は対</p>
<p>（説明）</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 事業規模が大きい又は高度の技術を要する復旧事業で、市町村では事業実施が困難な場合は、都道府県が事業主体となる場合があるとされている。</p> <p>○ 災害復旧事業の事業費を決定するため、事業主体は、災害復旧事業計画概要書等（以下「計画概要書等」という。）を災害発生後作成し、これに基づいて査定を受ける。その際、計画概要書等の簡易要約版として、査定対象箇所の概要をまとめた災害野帳等を慣例的</p>	

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>に作成することとされている。また、査定結果により申請内容に修正が生じた場合は、申請者が計画概要書等を朱書きで修正し、災害査定官及び立会官が修正内容を確認して署名すること（いわゆる朱入れ）により査定完了となる。</p> <p>○ 地方農政局は、査定後、5日以内に査定額速報を、15日以内に査定調書を農村振興局に提出することとされている</p> <p><調査結果></p> <p>○ 災害復旧に係る事務の負担軽減及び円滑化のためには、その実施に当たって、都道府県と市町村との役割分担や、三者（市町村・都道府県・地方農政局）の事前相談が有効であるが、現場実態からは十分になされていない状況が見受けられる。また、査定関係書類の作成や申請手続については、各都道府県及び市町村により当該業務に係るシステム等の活用状況が異なっている。このため、農林水産省が主体となって、デジタル化の更なる推進はもとより、必要のない事務の廃止等による負担軽減に取り組む必要がある。</p>	<p>面又はリモートのいずれかの方式を選択できるものとして、地方農政局等を通じるなどして関係機関に周知した。</p> <p>iv) 申請・報告業務については、システム活用によりオンライン化が実現されるよう、事業主体である都道府県及び市町村に対する調査を基に検討することとしている。</p> <p>⑤ 都道府県及び市町村と地方農政局との認識の相違等が生じている災害野帳の作成について、令和4年4月26日に地方農政局等を対象に開催した「災害業務担当者会議」において、地方農政局等において災害野帳の様式を定めている場合には、計画概要書等の様式や任意の既存資料を災害野帳として活用することで、市町村等申請者の事務負担軽減に努めるよう地方農政局等に周知した。また、都道府県においても災害野帳の様式を定めている場合には、同様に市町村等申請者の事務負担軽減に努めるよう地方農政局等を通じるなどして都道府県に周知した。</p> <p>また、補助金交付申請に係る災害復旧事業補助計画書の記載の簡素化については、「農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件の一部を改正する件」(令和4年農林水産省告示第781号)により、様式の注釈に「この様式により難しい場合には、この様式に記載すべき事項を記載した書面をもってこの様式に代えることができる。」との規定を追加した。</p>
<p>4 計画変更 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>近年の都道府県及び市町村の農業土木技師職員の減少傾向や自然災害の多発に鑑み、更に都道府県及び市町村の負担を軽減するため、本調査の結果を踏まえ、重要変更協議の対象要件につい</p> </div>	<p>(農林水産省)</p> <p>既に重要変更協議の対象要件の見直しを行ったところ。引き続き適切な計画変更手続となるよう、都道府県及び市町村の負担を軽減することも含めて以下の措置を講じた。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>て、事業費又は農地面積の変更等のうち小規模・簡易なものを協議対象外とし、軽微変更とするよう告示等が見直されたところであるが、農林水産省においては、これにとどまらず、引き続き以下の措置を講ずること。</p> <p>① 今後とも、過度な事務負担の軽減を図る観点から、重要変更協議の対象要件について、実績を基に分析し、その妥当性を検討すること。</p> <p>② また、工事中断の発生の抑制や、計画変更に係る手続の手戻りが生じないよう、特に事業主体において判断に迷う案件については、事前相談（打合せ）を積極的に活用するよう、地方農政局、都道府県及び市町村に周知を徹底すること。</p> <p>③ 軽微変更の取扱いについて、事業主体である市町村の事務負担軽減を図るため、都道府県における必要性にも留意しつつ、事前協議を事後報告にすることや、その対象範囲を必要最低限とすることなど、都道府県に対して助言すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 都道府県は、国の査定後に変更の必要が生じ、計画概要書等を変更しようとする場合は、軽微な変更（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 94 号）第 2 条で定めるもの）を除き、あらかじめ農林水産省に協議し、その同意を得ることが必要となる（農林水産省との協議が必要な変更を「重要変更」、その他の変更を「軽微変更」という。また、重要変更に係る協議を「重要変更協議」という。）。</p>	<p>① 重要変更協議の対象要件については、今後実績を基に分析し、その妥当性を判断していくために、引き続き重要変更実績を毎年 1 回収集し、整理することとしている。</p> <p>② 計画変更に係る手続について、3②で述べたとおり、資料作成などの手戻りや工事の実施に支障が生じることがないように、令和 4 年 4 月 26 日に地方農政局等を対象とした「災害業務担当者会議」を開催し、事業主体において判断に迷うような案件が生じた際は、都道府県や国に対し、WEB 会議を活用するなどして事前相談を積極的に行うよう、地方農政局等を通じるなどして都道府県及び市町村等申請者に周知した。</p> <p>③ 軽微な変更について、都道府県に対する調査結果を基に、同会議において、都道府県への事前協議や承認を必要最小限とするなど市町村等申請者の事務負担軽減を図るよう、他の都道府県の取組も参考にして都道府県に助言するよう地方農政局等に周知した。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>＜調査結果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年の都道府県及び市町村の農業土木技師職員の減少傾向や自然災害の多発に鑑み、更に都道府県及び市町村の負担を軽減するため、重要変更協議の対象要件のうち、事業費又は農地面積の変更等のうち小規模・簡易なものについて、軽微変更とするよう検討することが必要と考えられる。 ○ これについて、農林水産省においては、令和3年5月28日付けの当省から農林水産省への通知を踏まえ、告示及び課長通知の改正（令和3年農林水産省告示第2105号及び令和3年11月10日付け課長通知）により、次の①～③の改善措置が採られたところである。 <ul style="list-style-type: none"> ① 増減する工事費の限度額（300万円以下）を設定 ② 農地面積の変更のうち変更割合（2割以内の減）を設定 ③ 軽微変更に該当する工種・工法等を大きくくり化 	
<p>5 事業着手</p> <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農林水産省は、以下の措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直営施工方式の更なる活用のために、事業主体である都道府県及び市町村の事務負担軽減の観点から、作業管理等の委託による実施を一層促進するため、都道府県及び市町村の活用状況に応じて、更なる周知を行うとともに、地方農政局職員を派遣し、事務手続に係る指導・助言などの積極的な支援を行うこと。 <p>その上で、作業管理等の委託の実態を踏まえ、例えば、作業管理等の実態に見合う経費を補助対象とするなどの見直しを検討すること。</p> ② 迅速な災害復旧に資するため、都道府県及び市町村における </div>	<p>（農林水産省）</p> <p>迅速な災害復旧に資するよう、直営施工方式の更なる活用等を図るために、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直営施工方式の更なる活用が図られるよう、「災害復旧事業における直営施工方式の推進について」（令和4年5月16日付け4農振第482号農村振興局整備部防災課長通知）を発出し、直営施工方式の実施に当たって参考となる様式や事例などについて、地方農政局等を通じるなどして関係機関に周知した。また、同通知により、国の職員を派遣し、直営施工方式の事務手続に係る指導・助言などの積極的な支援を行うよう地方農政局等に指示した。 <p>なお、「災害時の被災市町村支援について」（令和3年12月24</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>活用状況に応じて、多面的機能支払交付金を災害時の応急措置に活用できる旨の周知を引き続き行うこと。</p> <p>③ 多面的機能支払交付金の災害時の特例措置について、地方農政局による当該特例措置の適用に係る承認を、実績報告時の確認に代えるなどの見直しを検討すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 災害復旧事業のうち直営施工方式は、農家・地域住民等により実施が可能と考えられる比較的簡易な工事について、事業主体である市町村が、農家・地域住民等と参加契約を結び、市町村が作業管理を行い、農家・地域住民等が工事を行う制度である。</p> <p>農林水産省は、自然災害による被害が甚大な地域では、宅地や道路、河川の復旧が優先され、早期の営農再開に支障を生じかねないとして、直営施工方式を推進している。</p> <p>○ 多面的機能支払交付金は、事業主体である農業者等で構成される「広域活動組織」又は「活動組織」が、対象となる農用地等について事業計画を策定し、市町村長がそれを認定し、認定された事業計画に基づき交付金が交付される制度である。活動組織は通常時の農用地の草刈りや水路の泥上げ、施設の点検のほか、災害時には、事業計画の共通項目に位置付けられている「異常気象時の対応」により、被災施設の応急補修等を行うことも可能となっている。また、災害時の対応については、災害時の応急措置などに同交付金を活用したことで計画していた活動が行えなくなった場合に、地方農政局の承認を受ければ、同交付金の返還が免除される特例措置が設けられている。</p>	<p>日付け農村振興局設計課首席農業土木専門官、調査官（組織 G 担当）、防災課災害対策室長連名事務連絡）を発出し、平常時から地方農政局等が市町村に対して、直営施工方式について説明を行っていくこととしている。</p> <p>これらの直営施工方式の周知、推進により今後実施される直営施工方式における作業管理等の委託の実態を把握し、更なる促進に向けた検討を行うこととしている。</p> <p>② 多面的機能支払交付金の災害時の応急措置の活用については、令和 4 年 1 月 12 日に「担当者会議（地方農政局等、都道府県、市町村等）」を開催するとともに、福島県沖を震源とする地震（令和 4 年 3 月 16 日）の後にも改めて「災害時の復旧作業における多面的機能支払交付金の取扱いについて」（令和 4 年 3 月 28 日付け農林水産省農村振興局整備部農地資源課多面的機能支払推進室長事務連絡）を発出し、多面的機能支払交付金を災害時の応急措置に活用できる旨、地方農政局等を通じるなどして都道府県や市町村等に周知した。</p> <p>③ さらに、被災現場の復旧作業を優先させ、承認手続を事後に行うことが可能となっている現行の取扱いを踏まえ、特例措置に係る手続方法の見直しについては、多面的機能支払交付金への農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の導入後、5 年ごとの事業計画の申請手続が行われる令和 6 年度までに検討することとしている。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>＜調査結果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直営施工方式の実施により、迅速な復旧につながっているのがみられた。その実施に当たっては、地方農政局からの人的支援を受けて実施に至っているものがある一方、市町村の職員が不足し、制度を活用するノウハウもない状況のため、災害時に市町村が単独で直営施工方式を実施することは困難である状況がうかがわれた。 ○ 直営施工方式の更なる実施に当たっては、同方式自体を認知していない市町村に対する周知はもとより、実施した市町村における実態を踏まえれば、作業管理の委託による実施を推進する必要がある。 <p>また、災害時の作業管理の委託について、現状はその負担に見合うだけの十分な補助がなされていないとの意見があったことを踏まえれば、実態を把握し、JA 等が積極的に関与できるよう、受託作業費（工事雑费率）の見直しの検討が必要と考えられる。</p> <p>さらに、多面的機能支払交付金の災害時における活用について、都道府県及び市町村に対する適切な周知を行うとともに、災害時における返還免除の特例措置については、事業計画における共通の活動項目として「異常気象時の対応」が位置付けられており、本調査で明らかになった実態に加え、適用実績のある 2 市町村のいずれからでも、承認手続が負担である旨の見解が示されたことを踏まえれば、手続の見直しが求められている状況にある。</p> <p>なお、都道府県及び市町村から「多面的機能支払交付金の実施状況報告書の様式の変更は 5 年に 1 度の大規模見直しの際にまとめて行ってほしい」という意見があることを踏まえると、手続の見直しを行う時期については、都道府県及び市町村の負担軽減に配慮する必要がある。</p>	

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>6 応援派遣 (勧告要旨)</p> <p>農林水産省は、大規模災害を見据えた初動対応のため、平常時から、以下について主導的に取り組み、都道府県及び市町村関係者に対する MAFF-SAT（地方農政局）の支援活動の認知につなげること。</p> <p>① 都道府県及び市町村が躊躇なく応援派遣依頼できるよう、顔の見える関係を意識して、関係機関における情報共有・連絡体制を構築すること。</p> <p>② 災害経験・体制等の地域ごとの実情に応じた派遣のタイミング・支援の内容が共通認識として共有されるよう、都道府県及び市町村における協議会・災害協定等の枠組みに積極的に参画すること。</p> <p>また、その際、円滑な初動対応につながるよう、都道府県、市町村等関係者との災害支援に関する事前の申合せ等により、その基盤づくりに努める必要がある。</p> <p>大規模災害時には、市町村に寄り添って、災害復旧に係る制度紹介や各種相談に迅速に対応できるよう、査定経験を有するアドバイザーが重要となる。このため、都道府県及び市町村からの相談への即応性の観点から、地方農政局に、リモート技術を活用することも含めて、当該者を常駐化させることが望ましい。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ MAFF-SAT は、災害発生時に、農林水産省内の各部局が相互に連絡・連携を図り、都道府県及び市町村に、農林水産省職員を派遣する仕組みである。その派遣条件や業務内容等を明記した規程等はな</p>	<p>(農林水産省)</p> <p>平常時から、都道府県及び市町村関係者に対する MAFF-SAT（地方農政局）の支援活動の認知につなげるよう、以下の措置を講じた。</p> <p>① 大規模災害時に都道府県及び市町村が躊躇なく応援派遣依頼できるよう、事前に市町村との顔の見える関係を構築するため、「災害時の被災市町村支援について」を発出し、平常時に地方農政局等が市町村を個別に訪問して、災害復旧制度の説明や連絡体制の構築を行っていくこととした。</p> <p>② 協議会の設置状況等について、都道府県に対する調査結果を踏まえ、令和 4 年 4 月 26 日に地方農政局等を対象とした「災害業務担当者会議」において、これらの枠組みに積極的に参加するよう、地方農政局等に指示した。</p> <p>また、地方農政局等が市町村を個別に訪問する際には、当該市町村の不安や懸念、復旧に向けた課題などを迅速に共有できるよう、平常時からの市町村訪問や連絡体制の構築など円滑な初動対応の基盤づくりを行うこととした。</p> <p>さらに、災害復旧に係る制度紹介や各種相談など災害復旧支援が迅速に行えるよう、これまでの 2 地方農政局（東北、九州）に加え、令和 4 年 4 月から、新たに 3 地方農政局（関東、近畿、中国四国）に災害対策室を設置するなど支援体制を強化した。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>いが、都道府県及び市町村が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策支援を実施するものである。</p> <p>○ 農地・農業用施設に関する災害復旧については、地方農政局等において派遣職員の名簿を作成し、農村振興局と連携しつつ職員を派遣している。具体的には、令和2年7月豪雨における対応を踏まえ、令和3年以降の災害時（風水害時）の被災市町村支援については、被災した都道府県及び市町村からの要請がなくとも、自発的に職員を派遣する「プッシュ型支援」に取り組むこととしている。</p> <p><調査結果></p> <p>○ 農地・農業用施設の災害復旧プロセスにおいて、時宜を得て都道府県及び市町村のニーズに応じた支援を行うためには、支援者（地方農政局等）と被支援者（都道府県及び市町村）との双方において、大規模災害時におけるMAFF-SAT活動等の支援内容等に対する共通認識を持つ必要があるが、現場実態や都道府県及び市町村からの要望を踏まえれば、十分とは言えない。</p> <p>このため、地方農政局において、農地・農業用施設災害復旧に関する地域協議会や支援協定の枠組みに、地方農政局が積極的に加わるなど、既存の枠組みを活用して、大規模災害発生時の初動対応等、具体的な支援内容等に対する共通認識が醸成されるよう、主導的に取り組むことが期待される。</p>	